
プロジェクト	実務対応 実務対応報告第 18 号の見直し
項目	本日の審議事項

これまでの経緯

1. 2018 年 9 月 14 日公表の改正実務対応報告第 18 号（以下「平成 30 年改正実務対応報告」という）では、2006 年の実務対応報告第 18 号の公表以後、平成 30 年改正実務対応報告の検討時点までの間に新規に公表又は改正された IFRS 及び米国会計基準のうち IFRS 第 16 号、IFRS 第 17 号及び Topic842 を除く会計基準を対象に、修正項目として追加する項目の有無について検討が行われている。
2. その後、IFRS 第 16 号について、IFRS のエンドースメント手続が実施され、「削除または修正」は行なわないことが結論づけられ、2018 年 12 月 27 日に修正国際基準の改正が行われている。).
3. IFRS 第 16 号は 2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用され(Topic842 は 2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びこれに含まれる中間期間)、3 月決算会社では 2019 年 6 月の第 1 四半期より在外子会社等で IFRS 第 16 号の適用が開始されることから実務対応報告第 18 号における IFRS 第 16 号及び Topic842 の取扱いの明確化を求める意見が聞かれている。
4. これらの状況を踏まえ、実務対応報告第 18 号において IFRS 第 16 号及び Topic842 の取扱いについて検討を行うこととし、第 121 回実務対応専門員会（2019 年 2 月 5 日開催）及び第 403 回企業会計基準委員会（2019 年 2 月 22 日開催）で審議を行った。

本日の検討事項

5. 本日の委員会では、これまでの審議を踏まえ、以下の公開草案について公表の承認に関するご審議を頂きたい。
 - (1)（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(審議事項(6)-2)
 - (2) コメントの募集及び公開草案の概要 (審議事項(6)-3)

このうち、(1)が公表議決の対象となる。

以 上